

日本共済株式会社の現状

2024年度決算

2025

目 次

I. 現状	2
1. トップメッセージ	3
2. 経営理念	3
II. 経営について	4
1. 日本共済の概要	5
2. 代表的な経営指標	6
3. 2024 年度の事業概況	6
4. コンプライアンスの徹底	7
5. 反社会的勢力への対応	9
6. リスク管理態勢	10
7. 資産運用方針	11
8. 情報管理方針	11
9. 情報開示	14
10. 勧誘方針	14
11. 保険募集制度	15
12. お客さまにご満足いただくために	16
13. お客さま本位の業務運営方針	16
III. 商品・サービスについて	18
1. 保険の仕組み	19
2. 取扱商品	20
IV. 業績データ	26
〈 主要な業務に関する事項 〉	27
〈 直近 2 事業年度における財産の状況 〉	32
V. コーポレートデータ	37
1. 株式の状況	38
2. 役員の状況	38
3. 会社の組織	39
4. 店舗一覧	39

I. 現状

はじめに

平素より、日本共済株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご説明するためにディスクロージャー誌「日本共済株式会社の現状 2025」を作成しました。本誌が当社をご理解いただく一助となれば幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願いいたします。

1. トップメッセージ

当社は、2008 年に少額短期保険事業を開始してから今年で 17 年目を迎えました。現在も、日々刻々と変化する事業環境のなかで、保険という目に見えない商品を通じて、賃貸住宅にお住まいの方々が「暮らしの安心」を感じられるよう、事業活動に取り組んでいます。

当社は、既成概念にとらわれない新しい発想でお客様の期待を上回るサービスを提供することを経営理念に掲げ、多くの人々に「暮らしの安心」を提供できるよう、これからも関係法令を遵守しつつ、事業運営に取り組んでまいります。

今後とも、一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

2025 年 7 月

代表取締役社長 松本克己

2. 経営理念

わたしたち、日本共済株式会社は —

- 時代をみつめ、既成概念にとらわれない新しい発想で、新しいサービスを創造します。
- 日本中のみなさまに、暮らしの安心を提供します。
- 保険会社として、お客さまにやさしく、便利で、素早く、しかも「期待を上回るサービス」の提供を常に目指します。

It is not the strongest of the species that survives, nor the most intelligent that survives.

It is the one that is most adaptable to change.

生き残る種とは、最も強いものではない。最も知的なものでもない。

それは、変化に最もよく適応したものである。

- Charles Darwin (ダーウィン) -

Ⅱ. 経営について

1. 日本共済の概要

会社名	日本共済株式会社（Nihon Kyosai Co., Ltd）
設立	2006 年 3 月 9 日
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第40号
資本金	2 億 765 万円（他、資本準備金 2 億 765 万円）
本社所在地	東京都千代田区神田猿樂町二丁目 8 番 16 号 平田ビル 9 階
代表取締役社長	松本 克己

【会社の沿革】

- 1999 年 「家財総合共済」を発足
- 2001 年 「事務所店舗総合共済」を発足
- 2004 年 保有契約件数10万件達成
- 2006 年 資本金1,000万円にて株式会社化
関東財務局へ「特定保険業者」の届出完了
- 2007 年 第三者割当増資実施 資本金1億660万円
札幌支店開設
第三者割当増資実施 資本金1億9,310万円
- 2008 年 少額短期保険業者として、関東財務局へ登録を完了
第三者割当増資実施 資本金4億1,530万円（資本準備金を含む）
- 2011 年 保有契約件数20万件達成
- 2012 年 東北支店開設
- 2014 年 保有契約件数25万件達成
- 2016 年 中四国支店開設
保有契約件数30万件達成
- 2017 年 保有契約件数35万件達成
- 2019 年 保有契約件数40万件達成
- 2020 年 保有契約件数45万件達成
- 2022 年 保有契約件数50万件達成
- 2024 年 保有契約件数55万件達成

2. 代表的な経営指標

年 度 項 目	2023 年度	2024 年度
元受正味保険料	25 億 8,507 万円	27 億 2,777 万円
正味収入保険料	2 億 5,844 万円	2 億 6,411 万円
正味損害率	36.7%	30.8%
正味事業費率	9.1%	△13.3%
経常利益	8,276 万円	1 億 5,531 万円
当期純利益	5,606 万円	1 億 899 万円
ソルベンシー・マージン比率	2,143.8%	2,419.5%
総資産額	36 億 3,784 万円	37 億 4,126 万円
純資産額	7 億 824 万円	8 億 1,724 万円
保険業法上の純資産額※	8 億 3,604 万円	9 億 5,213 万円

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

3. 2024 年度の事業概況

(1) 当該事業年度の業務の概況

当社の事業損益につきましては、保険料等収入5,449百万円、支払備金戻入額3百万円、その他経常収益9百万円となり、これらを合計した経常収益は5,462百万円と前期に比べて70百万円(前期比+1.3%)の増加となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金3,578百万円、責任準備金繰入額75百万円、事業費1,653百万円となった結果、5,307百万円と前期に比べて△1百万円(前期比△0.0%)の減少となりました。

この結果、経常利益は155百万円となり、法人税及び住民税等を加減した当期純利益は前期に比べて52百万円増加し、108百万円となりました。

また、保険会社の健全性を測る指標のひとつであるソルベンシー・マージン比率も前事業年度の

2,143.8%から当事業年度は2,419.5%と増加しました。

(2) 対処すべき課題

当該事業年度、当社の主販路においては自然災害の影響が少なかったこともあり、正味損害率は前期に比べ減少しましたが、依然として、自然災害の激甚化、修理用部材費の上昇、孤独死の増加などにより、元受保険金は増加する可能性が高いと認識しており、経営環境はより一層厳しくなることが予想されます。

この状況を乗り越えていくためには、保険契約の加入手続き、解約手続き、保険事故報告のweb化の推進、賃貸業や家財保険業の周辺業者との提携、親会社グループとのシナジーを積極的に追求し、これまで以上に経営効率を高めていく必要があると認識しております。

また、コンプライアンスを徹底した事業運営を心掛けながら、お客様のニーズの変化に素早く柔軟に対応していくことで、より多くの人に支持される保険会社となることを目指していく所存です。

4. コンプライアンスの徹底

当社は、2008年10月の少額短期保険業者登録以来、法令等を厳守し、賃貸住宅・事務所への入居者向けの保険を取扱う事業者として、広く社会的責務を果たすことを経営ビジョンとして掲げてまいりました。また、同時にコンプライアンスを経営の重要課題と位置付けて取り組んでおります。

当社のコンプライアンスに関する基本方針として、「コンプライアンス行動基準」を制定し、社員ならびに代理店のコンプライアンスの意識徹底を行うとともに、具体的な課題対応のためのコンプライアンス・プログラムを遂行してまいります。

日本共済株式会社「コンプライアンス憲章」

当社は、経営理念および経営ビジョンを実現していくために、以下のコンプライアンス憲章に基づいて企業活動を行います。

（１） 信頼の確保

当社は、コアビジネスである家財保険事業の社会的責務と公共的使命を十分認識し、お客さまから揺るぎない信頼を確保することを全ての活動の基本とします。

（２） 法令やルールの厳格な遵守

当社は、法令やルールを厳格に遵守します。

（３） 公正かつ透明な企業活動

当社は、公正な企業活動を行うとともに、お客さまや株主はもとより広く社会に対応して経営情報を適時適切に開示し、透明な経営に徹します。

（４） お客さまニーズへの的確な対応

当社は、お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供します。また、お客さまの声を謙虚に受けとめ、経営に反映します。

（５） 社会への貢献

私たちは、企業市民として健全な社会の発展に貢献します。

〈経営者の責務〉

本憲章の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

日本共済株式会社「コンプライアンス行動基準」

この「コンプライアンス行動基準」は、役職員が「コンプライアンス憲章」の趣旨・内容を十分に理解し、日常活動において実践していただくための原則・基準を定めたものです。

このコンプライアンス行動基準に違反することは、法令や社内規則の違反として処分されることにもつながる重要な「行動基準」との認識を全役職員・関係者が共有します。

（１） 法令やルールの厳格な遵守

私たちは、保険業法をはじめとする法令等の社会ルールや社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

（２） 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、お客さまに提供する商品・サービス内容などに関し、競争相手との談合、取り決めその他不公正な競争行為を行いません。

(3) 適切な情報管理と保護

私たちは、業務上知り得たお客さまに関する情報や、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理し、他に漏らしません。また、退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

(4) 人権の尊重

私たちは、人権に十分配慮した行動を心がけるとともに、お互いの人格、個性を尊重し、良好な職場環境の維持に努めます。

(5) 公私のけじめと接待等の制限

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、私たちは、業務に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行ったり、受けたりしません。

(6) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に関しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(7) 環境への取組み

私たちは、業務遂行にあたっては、環境問題に留意し、環境に悪影響を与えることのないように努めます。

(8) 社会への貢献

私たちは、社会の一員として、社会の健全な発展に貢献します。

5. 反社会的勢力への対応

当社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社の「コンプライアンス規程」に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

反社会的勢力に対する基本方針

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、当社社員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

(2) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

(3) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

(4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

(5) 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

6. リスク管理態勢

少額短期保険業者の健全な事業運営を目指すうえで、当社を取り巻くさまざまなリスクを管理することは重要な課題です。

そのために当社では、経営の中心を担っている取締役会へ適宜必要な情報や危機管理情報が集約されるよう社内体制を構築しております。特にお客さまからいただく苦情や相談の中に当社が課題とすべきリスクが存在するものと認識し、お客さまの声を真摯に受け止めることを心がけております。

当社におけるリスクは次のものを想定しており、これらを把握、管理できるように努めております。

＜当社におけるリスク＞

- | | |
|---------------|----------------|
| ①保険引受に係るリスク | ⑤事務・システムに係るリスク |
| ②法令遵守体制に係るリスク | ⑥個人情報の管理に係るリスク |
| ③財務の健全性に係るリスク | ⑦業務委託に係るリスク |
| ④損害調査に係るリスク | ⑧風評リスク |

再保険の方針

再保険とは、引き受けた保険契約の保険金支払責任の一部または全部について、他の保険会社に引き受けてもらう仕組みです。当社においても、過大なリスクを保有することで経営の安定を阻害することがないよう、再保険契約を締結し、保険金支払責任の一定割合を移転しています。

再保険会社の選定にあたっては、外部格付け機関による格付けを参考にするとともに、当社基準から総合的に判断し、PanAsia Reinsurance Inc.、トーア再保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の3社に分散してリスクを移転しています。

年々大型化し威力を増す台風による風災や、局地的な大雨による水災といった大規模災害リスクについても、当社の純資産に比較し十分低いものとなるよう再保険に付しています。

7. 資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用は、法令上で預貯金（外貨建を除く）、国債、地方債等安全資産に限定されており、また、保険事業の中核である保険金支払業務を適切に行う必要があることから、安全性・流動性を確保すべく、預貯金による運用を基本方針としています。

8. 情報管理方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）、その他の関連法令を遵守し、個人情報を適正かつ厳正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し改善します。

（１）個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段によって個人情報を取得します。

（２）個人情報の管理

当社は、個人情報管理にあたっては正確かつ最新の内容で保全するよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、あるいは個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、当社の委託業者にも当社と同等の保護義務を負担させます。また、個人情報の取扱いに関する方針や規定等は継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

（３）個人情報の利用目的

- ① 保険契約の審査、引受けおよびそれに関連する業務
- ② 保険金の支払いおよびそれに関連する業務
- ③ 各種料金その他の請求収納、債権・与信管理および保全、各種審査および調査（取引の適正化を目的に契約違反、不正もしくは不適正な契約または行為・手続き等の調査等を含みます）
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、親会社グループ企業および提携先企業・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問合せ・依頼等への対応
- ⑩ 他の事業者から個人情報の処理を全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑪ その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

（４） 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

①当社は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、損害保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ・親会社グループ企業・提携先企業（団体を含みます。）との間で共同利用を行う場合（下記（６）をご覧ください。）
- ・損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合（下記（７）をご覧ください。）

②当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した時、あるいは第三者から取得した時は、提供・取得経緯等の確認をおこなうとともに、提供先、提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

（５） 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

（６） 共同利用について

当社は、個人情報および当社との取引に関する情報を以下の範囲で共同利用を行います。

利用目的①：親会社グループの経営管理を行うため

- ・共同利用する情報の項目：株主情報、従業員情報（採用予定者・退職者を含みます）、当社が保有する顧客情報
- ・共同利用する者の範囲：親会社グループ企業

利用目的②：親会社グループ企業・提携先企業（団体を含みます。）が取扱う商品・サービスを案内または提供するため

- ・共同利用する情報の項目：当社が保有する顧客情報
- ・共同利用する者の範囲：親会社グループ企業

なお、親会社グループ企業では次の事業を運営しています。

電気の供給・販売事業、ガスの供給・販売事業、電気通信事業、保険事業（保険代理店運営を含む）、金融事業（貸金・リース・割賦等）、宅配水事業、収納代行・決済事業、人材事業（求人・人材派遣等）、事業企画・アライアンス事業、オフィス機器および電子機器等その他の物品の販売または各種役務提供事業、コンテンツ企画・開発・運営事業、システム開発・運用事業、各種情報提供・連携等の情報プラットフォーム事業、予約事業、酒類販売事業、福利厚生事業、その他前記に付帯または関連する事業

（７） 情報交換制度等

当社は、保険契約の締結および保険金請求等に際して行われる不正行為を排除するために、少額短期保険業者および一部の損害保険会社との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

（８） 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、健康状態、病歴などの機微（センシティブ）情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者に提供しません。

（９） 開示、訂正等の請求

- ①契約内容・事故に関する照会については、下記お問い合わせ窓口まで連絡ください。照会者が本人であることを確認したうえで回答します。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更します。
- ②個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関する請求については、下記お問い合わせ窓口まで連絡ください。当社は、請求者が本人であることを確認し、当社所定の書式に記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面（電磁的記録を含む。以下同様とします。）で回答します。また、通知または開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更します。

（１０） 個人番号および特定個人情報の取扱いについて

当社は、マイナンバー法で定められている個人番号および特定個人情報について、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。マイナンバー法で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また上記（６）の共同利用も行いません。

（１１） 管理責任者およびお問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱い、共同利用などに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。

《個人情報の管理および共同利用に責任を有する者の名称等》

東京都千代田区神田猿樂町 2-8-16

日本共済株式会社

代表取締役社長 松本 克己

《各種お問い合わせ・相談・苦情の連絡先》

日本共済株式会社

所在地：東京都千代田区神田猿樂町 2-8-16

電話番号：0120-936-269

受付時間：9:30～17:00（土・日・祝日、年末年始、臨時の休業日を除きます）

9. 情報開示

当社は、事業活動をお客さま、代理店、株主等事業関係者のみなさまに、広く、適切にご理解いただくために、適切な情報開示に努めます。

(1) ホームページ

当社ホームページでは、保険契約の異動・解約、保険金支払等各種手続きについて掲載しております。また、商品内容および動画での補償内容の説明をご覧いただけます。当社からのお知らせおよびニュースリリース等もホームページを通じてご覧いただけます。
URL <https://www.nihonkyosai.com/>



(2) ディスクローチャー誌

当社の事業活動について、事業関係者のみなさまにご理解いただけるよう、本誌「日本共済株式会社の現状」を作成しております。当社の概要、経営方針、事業の概況、決算情報等をわかりやすく紹介しています。

10. 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な保険商品の販売活動に努めます。

(1) コンプライアンス重視

保険商品等の販売に際しては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守することは勿論、お客さまにわかりやすく納得性のある販売を心掛けます。

(2) お客さま第一主義

お客さまの保険契約の目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの保険商品等に関する知識や意向と実情に沿った適切な保険商品等のご案内に努めます。

(3) わかりやすい説明

お客さまへのご説明に際しましては、商品のご案内ツールに工夫を凝らし、わかりやすい言葉で、保険の内容が正しくご理解いただけるよう説明を心掛けます。

(4) 迅速かつ的確な処理

保険事故が発生した場合の保険金のお支払に際しましては、迅速かつ的確に処理して、お客さまの不安に対処するよう努めます。

(5) お客さまの声を反映

ご契約後のお客さまからのご照会等につきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法等の改善に活かしてまいります。

11. 保険募集制度

(1) 代理店登録および届出

少額短期保険代理店業務を行うためには、保険業法第 276 条に基づく内閣総理大臣への登録が必要になります。当社との少額短期保険代理店委託契約を締結した後、当社はすみやかに法令の手続きに沿って、当局へ少額短期保険代理店の登録手続きを行います。

また、実際にお客さまへの保険募集を行う保険募集人となるためには、少額短期保険募集人試験への合格および当局への届出が必要になります。新規代理店のみならず、既存代理店において新しく保険募集人となるためにも、当局への届出が必要になります。

(2) 代理店の業務と役割

代理店は保険業法等関連法令に基づき、代理店委託業務を行います。

保険募集人は、お客さまに適切な情報提供を行い、お客さまの保険契約に関するご意向を把握して、適切な保険商品をお勧めし、申込受付時に最終意向の確認を行います。保険募集人が加入希望者に対して保険募集を行う際は、当社が作成した保険契約ハンドブックを用いて、契約者さまにご意向に合った方法で、重要事項説明（契約概要および注意喚起情報）を行います。

代理店は、契約者さまより受領した保険料の適切な管理を行います。

(3) 代理店教育・研修

当社では、お客さまに対して適切な保険募集を行うために、代理店および保険募集人に対して教育・研修活動を行います。

【募集前研修】

当社は、代理店が適切に委託業務を行えるよう、代理店業務開始にあたって研修を行います（主な内容は以下のとおりです）。

- ・商品内容・補償内容
- ・保険募集、保険料精算、保険申込書回収
- ・保険契約管理システムの利用方法
- ・コンプライアンス

【継続業務研修】

当社は、保険募集人の保険募集水準の維持・継続および向上のために、商品内容やシステム等について保険募集人に対し随時研修を行います。

【代理店登録届出内容の確認】

当社は、適時、当局への代理店登録内容および保険募集人の届出内容について代理店に対して確認を行います。確認作業時に変更があった場合、速やかに当局へ変更内容について届出を行います。

【代理店監査】

代理店業務指導員が通期で代理店を訪問し、法令順守状況や業務遂行状況の実態を把握した上で、適宜必要な改善指導を行っています。

12.お客さまにご満足いただくために

(1) お客さまの声をお聴き取りする窓口

お客様相談室 TEL：0120-936-269

(2) 公正・中立な立場の機関のご紹介

【指定紛争解決機関】

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続または紛争解決手続を実施するための手続実施基本契約を締結しております。

ご契約者ならびに一般消費者の皆さまからの少額短期保険全般に関するご相談・ご照会・苦情処理および紛争解決を、以下の指定紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」で行っております。

一般社団法人日本少額短期保険協会 少額短期ほけん相談室

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 12 番 8 号

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

<https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>

13. お客さま本位の業務運営方針

当社は、「お客さまの立場に立った保険・サービス」の提供を第一に考え、お客さま本位の業務運営方針を策定し、実践します。

(1) お客さま本位の立場で日々の業務にあたります

すべての社員が、「お客さまのためにできること」を常に意識しながら行動し、日々の業務を行います。また、お客さまのご要望に真摯に向き合い、誠実かつ迅速にお応えするとともに、業務運営の改善に努めます。

(2) わかりやすい保険を提供し続けます

契約者さまや代理店さまが、当社の保険内容を正しく理解できるよう、募集ツールを整備します。「保険契約ハンドブック」やパンフレットは、イラストや図を多用し、平易な表現を用いながら、わかりやすい情報提供に努めます。

(3) 万が一に役立つ保険であり続けます

保険とは、いざというときに役立つものでなくてはなりません。当社では、お客さまにやさし

く、万が一の時の助けとなる商品を提供することをお約束いたします。社員一丸となり、『お客さまの期待を上回るサービス』の提供をめざします

(4) 常に新しく、お客さまが必要な商品・サービスを生み出します

当社では、お客さまの声に常によりそいながら改良・改善を重ね、お客さまが真に魅力を感じる商品を提供します。また、『既成概念にとらわれない新しい視点や発想』で、時代のニーズに応える新しい商品やサービスを創造し続けます。

(5) 遵守体勢

お客さま本位の取組みに関する基本方針や取組状況を公表し、よりよい業務運営の実現をめざします。

Ⅲ. 商品・サービスについて

1. 保険の仕組み

保険は、多数の者が保険料を出し合い、保険金を支払う事由が発生した場合に保険金を支払うことによって、突然発生する損失に備えるための仕組みです。

貯蓄により損失の補てんに対応することは可能ですが、貯蓄額が十分でない状態で損失が発生した場合には、直ちに損失へ対応することができません。

しかし、保険制度においては、保険制度に加入した直後から、加入者全体で損失を被った加入者に対する経済的補償が可能になります。「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉は、保険の相互扶助の機能をよく言い表しています。

少額短期保険業

2006年4月1日に改正保険業法が施行されるまでは、生命保険業および損害保険業を行う場合には内閣総理大臣の免許が必要となっていました。

しかし、2006年改正保険業法施行後は、登録制度という保険業開始に必要な免許より比較的簡易な手続きで設立が可能な「少額短期保険業制度」が開始されました。

少額短期保険業は、保険業のうち、保険金額が「少額」かつ保険期間が「短期」の保険のみを引き受ける保険事業者です。生命保険会社および損害保険会社が、それぞれ引受可能な保険分野が限定されているのとは異なり、少額短期保険業者では、生命保険および損害保険双方の引受が可能です。

具体的に損害保険の場合、「少額」とは1,000万円、「短期」とは2年間をいいます。また、法令上の引受制限として、一被保険者あたりの引受保険金額1,000万円や、一保険契約者あたりの引受保険金額10億円の引受制限があります。

保険料

保険料は、保険業法に従って、財務局への届出を行った保険料率に基づき算出しています。

2. 取扱商品

(1) 賃貸住宅総合保険（あんしん住まいる家財保険）

ご自宅として賃貸住宅をご利用されている個人向けの保険です。

【補償概要】

保険金の種類	保険金をお支払する場合
損 害 保 険 金	次の事故により保険の目的に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。 ①火災・落雷・破裂または爆発、②物体の落下事故、③漏水事故、④騒じょう、⑤風災・ひょう災・雪災
盗 難 保 険 金	盗難により保険の目的に盗取、毀損または汚損の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
水 害 保 険 金	床上浸水したことにより保険の目的に損害を被った場合に、保険金をお支払いします。
失火見舞費用保険金	災害・事故保険金が支払われる場合で、火災、破裂または爆発により第三者に被害が及んだ場合に、保険金をお支払いします。
ドアロック交換費用保険金	盗難保険金が支払われる場合で、ドアロックを侵入者により開錠されたためにドアロックの交換を行い、その費用を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。
修 理 費 用 保 険 金	火災・漏水・盗難・凍結などの事故によって借戸室に損害が生じ、賃貸借契約にしたがって被保険者が修理のための費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。なお、入居者が入居物件内でお亡くなりになったため、修復費用、清掃費用、遺品整理費用が発生した場合、保険金をお支払いします。
地震転居支援保険金	地震等により借戸室が全壊、大規模半壊、半壊となり、賃貸借契約を解除して転居をする場合で、公的機関より災証明書が交付される方に保険金をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われ、保険の目的の残存物に取片づけ費用が発生した場合にお支払いします。
入居者賠償責任保険金	被保険者が、火災・破裂・爆発・漏水の事故により借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を被った場合や、偶然な事故により他人の身体に障害を発生させたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を被ったりした場合に、保険金をお支払いします。
競売物件敷金保険金	入居物件が抵当権の実行により競売され、入居物件の賃貸借契約が終了し、旧賃貸人から敷金ないし保証金の全部または一部が返還されなかった場合に、保険金をお支払いします。

この他にも、賃貸住宅の入居者のニーズに応じて、「あんしん住まいる家財保険 新ワイド+α」を販売しています。

「あんしん住まいる家財保険 新ワイド+α」は、「あんしん住まいる家財保険」の補償内容に加え、不測かつ突発的な事故による借戸室の破汚損の修理費用、賃貸住宅に居住不能となった場合の臨時宿泊費用、転居支援費用、地震火災費用（地震による火災で入居物件が半焼以上もしくは家財が全焼した際に50万円をお支払い）等も補償します。

(2) 店舗総合保険（テナントプラン）

賃貸物件で事業を営まれている事業者向けの保険です。

【補償概要】

保険金の種類	保険金をお支払する場合
損 害 保 険 金	次の事故によって保険の目的に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。 ①火災・落雷・破裂または爆発 ②物体の落下事故 ③漏水事故 ④騒じょう ⑤風災・ひょう災・雪災
盗 難 保 険 金	盗難により保険の目的に盗取、毀損または汚損の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
水 害 保 険 金	被保険物件が床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水により損害を被った場合に保険金をお支払いします。
失火見舞費用保険金	損害事故保険金が支払われる場合で、火災、破裂または爆発により、第三者に被害が及んだ場合に、保険金をお支払いします。
ドアロック交換費用保険金	盗難保険金が支払われる場合で、ドアロックを侵入者により開錠されたためにドアロックの交換を行い、その費用を被保険者さまが負担した場合にお支払いします。
修 理 費 用 保 険 金	火災・漏水・盗難などの事故によって借戸室に損害が生じ、賃貸借契約にしたがって被保険者が修理のための費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われ、保険の目的の残存物に取片づけ費用が発生した場合にお支払いします。
テナント賠償責任保険金	被保険者さまの責に帰すべき火災・破裂・爆発・漏水の事故により借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を被った場合や、借戸室内に生じた、使用または管理上の偶然な事故または借戸室の用法に伴う業務上の偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊することで被保険者さまがその他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
競売物件敷金保険金	入居物件が抵当権の実行により競売され、入居物件の賃貸借契約が終了し、旧賃貸人から敷金ないし保証金の全部または一部が返還されなかった場合に、保険金をお支払いします。

保険契約締結の流れ

(1) 保険募集

保険は、ある一定の事故が起きたときに保険会社が保険金を支払うことを約束することの対価として保険料を受け取るものです。保険契約の内容は、保険約款としてまとめられ、保険会社の商品となります。保険約款に基づき保険金を支払うことこそが、保険会社のサービスの根幹です。また、保険約款の内容について一部追加または修正するための特別の約束として「特約」を付帯することがあります。

このように保険商品そのものに形はありませんので、保険加入にあたり、保険代理店および保険募集人から加入希望者に対する補償内容の説明が求められます。

当社では、加入希望者が保険商品についてよりご理解頂けるようイラストを多用した「保険契約ハンドブック」を用いて、保険商品および契約時の留意点についてご説明します。

ご加入にあたっては、加入希望者の意向をヒアリングし、その意向に合った保険商品を提案。最終的に加入希望者の意向にあった保険商品か最終的な意向の確認を行います。

(2) 家財の資産額の算定と保険金額の設定

保険金支払にあたっては、実際に生じた損害額（再調達価額または時価額）について、保険金額を限度としてお支払いします。このため、家財の評価額を超える保険金額のコースにお申込みいただいた場合でも、保険金のお支払いは実際の損害額をお支払いしますので、結果として本来必要な保険料より高い保険料を支払ってしまうこととなります。

一方で、家財の評価額よりも低い保険金額のコースに加入した場合、保険事故が生じた際に十分な補償が得られず、いざという時の備えを欠いてしまいます。

保険契約のご加入にあたっては、家財の資産額を適正に評価した後、家財評価額に見合う保険金額を設定してください。

(3) 保険申込書の作成

保険契約のご加入にあたっては、お申込みいただく契約コースの保険申込書にご記入いただきます。保険申込書には、必要事項および契約者さまのご署名をご記入ください。当社では保険申込を受けて保険契約引受の可否を判断しているため、事実を正確にご記入ください。

また、お客さまのご意向に沿った保険商品か最終意向確認を行ってください。

(4) 保険料のお支払

保険契約のお申込と同時に、保険料をお支払いください。当社代理店へ保険料を直接支払った場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

(5) 保険契約の引受確認

少額短期保険業者は、保険業法上、一被保険者あたりの引受けられる保険金額の制限や、一保険契約者当たりで引受けられる保険金額の制限を受けています。これらの法令上の引受制限と抵触していないか、少額短期保険業者は保険契約時に確認しなければなりません。このため、法令上の制限を守るため、保険契約者さまからのお申込をお引き受けできない場合があります。

(6) 保険契約ご加入の確認

当社は、保険契約をお引き受けした場合、保険証券を発行します。お手元に保険証券が届きましたら、ご契約内容をご確認ください。

また、契約締結時に保険証券の発行を省略することに同意された場合、保険証券は発行されません。当社ホームページの「契約内容の照会」より契約内容照会ページへログインいただき、ご契約内容をご確認ください。

(7) 契約締結後の契約内容の変更と解約

契約締結後に、契約締結時のご契約内容が変更することがあります。ご契約者さま、被保険者さまのお名前が変更された場合や被保険物件から他の賃貸物件に転居された場合など、ご契約内容に変更が生じた場合には契約内容変更手続きが必要となりますので、当社または代理店へご連絡ください。

また、保険契約締結時の借戸室より退去する場合や借戸室の使用目的を変更する場合には、保険契約の解約手続きが必要になります。解約に伴い、保険契約ハンドブックに記載した保険料返戻額表に基づき解約返戻金をお支払いします。

(8) クーリング・オフ

当社ではクーリング・オフ制度を設けています。保険契約の「お申込日」または「保険契約ハンドブックを受領した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約者さま自身でお申込の撤回をすることができます。「保険契約ハンドブック」に記載した所定の方法にてお手続きください。

事故発生から保険金受け取りまでの流れ

（１）事故が発生した場合の対応

①火災事故

火災事故が発生した場合、身体の安全を確保するため避難してください。可能な場合は、被害の拡大を防止するとともに、消防署へ速やか連絡をしてください。また、不動産管理会社へ事故の報告を行ってください。

②盗難事故

盗難事故が発生した場合、速やかに警察署に通報してください。また、不動産管理会社へ連絡を行ってください。

③漏水事故

漏水事故が発生した場合、まずは事故原因を突き止めて漏水を止める、または、被害の拡大を防止してください。隣室、階下の入居者さまへ漏水被害が及んでいる場合は、各入居者様へ配慮し、誠実な対応に努めてください（初動対応によっては事故解決までに時間がかかる場合があります）。また、不動産管理会社へ被害状況を報告してください。

④孤独死事故

孤独死事故が発生した場合、まずは警察署へ通報ください（警察署へ通報する前に戸室内に立ち入った場合、第一発見者として取り調べに時間がかかる場合があります）。

※ ①～④の場合において、不動産管理会社と連絡がつかない場合は、貸主（大家）さまへご連絡ください。

（２）事故受付センターへ連絡

事故が発生し、緊急対応が終わった後、速やかに事故受付センターへご連絡ください。発生した事故の概要についてヒアリングを行います。

事故受付センターでは、平日の 9：00 から 17：30 はオペレーター対応が可能で、それ以外の時間帯においては自動音声受付サービスにて対応しております。

事故受付センター：0120-135-554

※当社ホームページでも 24 時間事故の報告を受け付けております。

<https://www.nihonkyosai.com/accident/report/>

（３）保険金の請求手続き

損害査定担当者から事故報告を行った方へ、事故受付時のヒアリング内容をもとに、事故の詳細（保険期間内の事故か、保険金支払要件に該当するか、免責事由に該当しないか等）についてヒアリングを行います。保険金支払対象となり得ると判断した場合、保険金請求にあたり必要な書類を送付します。必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご提出ください。

(4) 保険金支払審査

提出を受けた必要書類をもとに、損害査定担当者が保険金支払審査を行います。保険金支払が可能か、損害発生の有無、損害額の算定を行います。保険金のお支払対象であると判断された場合、ご指定の口座へ保険金をお支払いします。

【図：保険金お支払いまでの流れ】



【保険金のお支払いに必要な書類（例）】

火災事故	盗難事故	漏水事故	孤独死事故
- 保険金請求書兼支払指図書 - 損害品明細書 - 事故発生状況のわかる写真	- 保険金請求書兼支払指図書 - 損害品明細書 - 盗難状況報告書	- 保険金請求書兼支払指図書 - 損害品明細書 - 事故発生状況のわかる写真	- 保険金請求書兼支払指図書 - 入居者が被保険部内で死亡したことを証する書類 - 事故発生状況の分かる現場写真

IV. 業績データ

＜ 主要な業務に関する事項 ＞

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
経常収益	7,587,126	5,391,850	5,462,470
経常利益	288,467	82,761	155,312
当期純利益	207,157	56,063	108,993
資本金 (発行済株式総数)	207,650 (9,744 株)	207,650 (9,744 株)	207,650 (9,744 株)
純資産額	652,186	708,249	817,242
保険業法上の純資産額(注)	773,085	836,040	952,131
総資産額	3,527,474	3,637,849	3,741,263
責任準備金残高	434,300	507,430	583,277
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,740.6%	2,143.8%	2,419.5%
配当性向	—	—	—
従業員数	62 名	57 名	53 名
正味収入保険料	375,931	258,443	264,110

(注) 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	258,349	100.0%	264,024	100.0%
そ の 他	94	0.0%	85	0.0%
合 計	258,443	100.0%	264,110	100.0%

(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	2,584,136	100.0%	2,726,915	100.0%
そ の 他	940	0.0%	857	0.0%
合 計	2,585,077	100.0%	2,727,773	100.0%

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金等を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	2,325,787	100.0%	2,462,891	100.0%
そ の 他	846	0.0%	771	0.0%
合 計	2,326,633	100.0%	2,463,662	100.0%

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険戻金を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	225,862	99.8%	301,524	99.9%
そ の 他	512	0.2%	328	0.1%
合 計	226,375	100.0%	301,853	100.0%

(注) 保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	94,934	100.0%	81,313	100.0%
そ の 他	2	0.0%	24	0.0%
合 計	94,937	100.0%	81,338	100.0%

(注) 正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	948,721	100.0%	812,915	100.0%
そ の 他	28	0.0%	246	0.0%
合 計	948,750	100.0%	813,161	100.0%

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から求償等による回収金を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	853,787	100.0%	731,601	100.0%
そ の 他	25	0.0%	221	0.0%
合 計	853,813	100.0%	731,823	100.0%

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当の額

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

年 度 区 分	2023 年度			2024 年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災	36.7%	9.2%	45.9%	30.8%	△13.2%	17.6%
そ の 他	3.0%	△242.2%	△239.2%	28.7%	△311.5%	△282.8%
合 計	36.7%	9.1%	45.8%	30.8%	△13.3%	17.5%

- (注) 1. 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料
 3. 正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

年 度 区 分	2023 年度			2024 年度		
	元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火 災	36.7%	62.1%	98.8%	29.8%	60.6%	90.4%
そ の 他	3.0%	36.2%	39.2%	28.7%	30.5%	59.2%
合 計	36.7%	62.0%	98.7%	29.8%	60.6%	90.4%

- (注) 1. 元受損害率＝元受正味保険金÷元受正味保険料
 2. 元受事業費率＝事業費÷元受正味保険料
 3. 元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位3社の割合

年 度 項 目	2023 年度	2024 年度
出再先保険会社の数	3 社	3 社
出再保険料の上位3社の割合	100%	100%

⑤ 支払再保険料の格付けごとの割合

年 度 格付区分	2023 年度	2024 年度
A+	10%	10%
A	5%	5%
A-	85%	85%
合 計	100%	100%

- (注) 各年度の格付区分は、トーマ再保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社はスタンダード・アンド・プアーズ社（S&P社）の年度末時点の格付を、PanAsia Reinsurance Inc. は A.M. Best 社の年度末時点の格付を使用しております。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

年 度		2023 年度	2024 年度
項 目			
1	年度開始時の未収再保険金	287, 400	218, 325
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	853, 813	731, 823
3	当該年度回収等	922, 887	677, 066
4	1+2-3=未収再保険金	218, 325	273, 082

(3) 経理に関する指標等

① 保険種目の区分ごとの支払備金の額

(単位：千円)

年 度		2023 年度	2024 年度
区 分		金 額	金 額
火 災		30, 039	26, 712
そ の 他		4	4
合 計		30, 043	26, 716

② 保険種目の区分ごとの責任準備金の額

(単位：千円)

年 度		2023 年度	2024 年度
区 分		金 額	金 額
火 災		507, 071	582, 895
そ の 他		359	381
合 計		507, 430	583, 277

③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

(単位：千円)

年 度		2023 年度	2024 年度
区 分		金 額	金 額
利 益 準 備 金		-	-
任 意 積 立 金		-	-
合 計		-	-

④ 損害率の上昇に対する経常利益の額の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	- 増加する発生損害額＝正味既経過保険料×1% - 増加する発生損害額を考慮しても、保険金の総額が正味収入保険料に異常災害損失率を乗じた額を超えないので、異常危険準備金の取り崩しは考慮いたしません。 - 経常利益の減少額＝増加する発生損害額	
経常利益の減少	2023 年度 2, 488 千円	2024 年度 2, 613 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 運用資産の概況

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	903, 773	24. 8%	1, 141, 186	30. 5%
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－
運用資産計	903, 773	24. 8%	1, 141, 186	30. 5%
総資産	3, 637, 849	100. 0%	3, 741, 263	100. 0%

② 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

年 度 区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	利回り	金 額	利回り
現預金	9	0. 001%	450	0. 044%
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－
小 計	9	0. 001%	450	0. 044%
その他	－		－	
合 計	9		450	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額で算出しております。

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はありません。

④ 保有有価証券利回り

該当事項はありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はありません。

3. 責任準備金の残高内訳

(単位：千円)

区 分	普通責任準備金	異常責任準備金	契約者配当準備金等	合 計
火 災	448, 018	134, 877	－	582, 895
そ の 他	370	11	－	381
合 計	448, 389	134, 888	－	583, 277

〈 直近 2 事業年度における財産の状況 〉

1.貸借対照表

(単位：千円)

年度 科目	2024年 3月31日現在	2025年 3月31日現在	年度 科目	2024年 3月31日現在	2025年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
現金および預貯金	903,773	1,141,186	保険契約準備金	537,473	609,993
現金	101	89	支払備金	30,043	26,716
預貯金	903,671	1,141,097	責任準備金	507,430	583,277
有形固定資産	15,396	11,618	普通責任準備金	379,639	448,389
無形固定資産	12,887	15,061	異常危険準備金	127,790	134,888
代理店貸	81,519	95,207	代理店借	329,855	326,418
再保険貸	1,057,882	1,152,508	再保険借	757,530	785,204
共同保険貸	771,917	612,499	共同保険借	1,012,974	878,502
その他資産	729,107	629,406	その他負債	291,765	323,901
未収金	425,874	440,967	未払法人税等	7,005	45,002
未収保険料	58,692	63,197	未払金	93,282	76,806
仮払金	0	-	未払費用	8,176	7,311
前払費用	82,182	92,795	未払消費税	111	470
その他の資産	162,358	32,445	預り金	5,710	2,575
繰延税金資産	32,365	50,774	賞与引当金	9,487	9,936
供託金	33,000	33,000	仮受金	167,992	181,799
			負債の部合計	2,929,599	2,924,020
			(純資産の部)		
			資本金	207,650	207,650
			資本剰余金	207,650	207,650
			資本準備金	207,650	207,650
			利益剰余金	292,949	401,942
			その他利益剰余金	292,949	401,942
			繰越利益剰余金	292,949	401,942
			株主資本合計	708,249	817,242
			純資産の部合計	708,249	817,242
資産の部合計	3,637,849	3,741,263	負債および純資産の部合計	3,637,849	3,741,263

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
2. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額は、38,738 千円であります。
4. 繰延税金資産の主な発生原因別内訳は、保険契約準備金 46,668 千円、賞与引当金 2,782 千円、一括償却資産 516 千円、その他 806 千円であります。
5. 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|------------|
| 支払備金（出再支払備金控除前） | 214,606 千円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 193,080 千円 |
| 差引（イ） | 21,526 千円 |
| IBNR 備金（出再 IBNR 備金控除前） | 52,184 千円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 46,994 千円 |
| 差引（ロ） | 5,190 千円 |
| 計（イ＋ロ） | 26,716 千円 |
6. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------|------------|
| 普通責任準備金（イ） | 448,389 千円 |
| 異常危険準備金（ロ） | 134,888 千円 |
| 計（イ＋ロ） | 583,277 千円 |

7. 1株あたりの純資産額は83,871円40銭であります。
8. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,629,074千円 |
| 短期金銭債務 | 1,550,530千円 |
9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目 \ 年度	2023年度	2024年度
経常収益	5,391,850	5,462,470
保険料等収入	5,375,940	5,449,143
保険料	2,772,802	2,886,237
再保険収入	2,603,137	2,562,905
回収再保険金	853,813	731,823
再保険手数料	1,580,365	1,688,353
再保険返戻金	168,959	142,728
責任準備金等戻入額	7,174	3,326
支払備金戻入額	7,174	3,326
責任準備金戻入額	-	-
資産運用収益	9	450
利息および配当金収入	9	450
預貯金利息	9	450
その他経常収益	8,725	9,549
経常費用	5,309,088	5,307,158
保険金等支払金	3,632,069	3,578,018
保険金	948,750	813,161
解約返戻金	182,290	151,020
その他返戻金	5,435	7,444
再保険料	2,495,592	2,606,391
責任準備金等繰入額	73,130	75,846
支払備金繰入額	-	-
責任準備金繰入額	73,130	75,846
事業費	1,603,889	1,653,293
営業費および一般管理費	1,452,029	1,497,253
税金	145,782	149,891
減価償却費	6,077	6,149
経常利益	82,761	155,312
税引前当期純利益	82,761	155,312
法人税および住民税	42,293	64,728
法人税等調整額	△15,594	△18,409
法人税等合計	26,698	46,319
当期純利益	56,063	108,993

- (注) 1. 正味収入保険料は、264,110千円であります。
2. 正味支払保険金は、81,338千円であります。

3. 支払備金戻入額の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------|-----------|
| 支払備金戻入額（出再支払備金控除前） | 27,071 千円 |
| 同上にかかる出再支払備金戻入額 | 24,352 千円 |
| 差引（イ） | 2,718 千円 |
| ＩＢＮＲ備金戻入額（出再ＩＢＮＲ備金控除前） | 6,383 千円 |
| 同上にかかるＩＢＮＲ備金戻入額 | 5,775 千円 |
| 差引（ロ） | 608 千円 |
| 計（イ＋ロ） | 3,326 千円 |
4. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------|-----------|
| 普通責任準備金繰入額（イ） | 68,749 千円 |
| 異常危険準備金繰入額（ロ） | 7,097 千円 |
| 計（イ＋ロ） | 75,846 千円 |
5. 利息および配当金収入の資産源泉別内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------|--------|
| 預貯金利息 | 450 千円 |
|-------|--------|
6. 1株あたりの当期純利益は11,185円68銭であります。
7. 関連当事者との重要な取引はありません。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科 目	年 度	2023 年度	2024 年度
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
保険料の収入		2,751,806	2,732,913
再保険による収入		2,559,933	2,128,203
保険金等支払による支出		△1,015,312	△763,908
解約返戻金等支払による支出		△219,057	△158,221
再保険料支払による支出		△2,937,807	△2,116,720
事業費の支出		△1,571,080	△1,562,488
その他		10,686	11,818
小 計		△420,830	271,596
利息および配当金等の受取額		8	381
法人税等の支払額		△74,551	△24,294
営業活動によるキャッシュ・フロー		△495,374	247,683
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		-	-
有形固定資産の取得による支出		△490	△1,135
無形固定資産の取得による支出		△2,740	△9,134
供託金の支出		-	-
その他		-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		△3,230	△10,269
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
IV. 現金および現金同等物の増減額（△は減少）		△498,604	237,413
V. 現金および現金同等物期首残高		1,402,377	903,773
VI. 現金および現金同等物期末残高		903,773	1,141,186

（注）1. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

2. 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

現金および預貯金 1,141,186 千円

現金および現金同等物 1,141,186 千円

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書

【2023年度】

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	207, 650	207, 650	236, 886	236, 886	652, 186	652, 186
当事業年度変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	56, 063	56, 063	56, 063	56, 063
当事業年度変動 額合計	-	-	56, 063	56, 063	56, 063	56, 063
当事業年度末残高	207, 650	207, 650	292, 949	292, 949	708, 249	708, 249

【2024年度】

(単位：千円)

	株主資本					純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	207, 650	207, 650	292, 949	292, 949	708, 249	708, 249
当事業年度変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	108, 993	108, 993	108, 993	108, 993
当事業年度変動 額合計	-	-	108, 993	108, 993	108, 993	108, 993
当事業年度末残高	207, 650	207, 650	401, 942	401, 942	817, 242	817, 242

(注) 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数は、9,744 株であります。

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当は行っておりません。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

科 目		年 度	2023 年度	2024 年度
(1) ソルベンシー・マージン総額			949, 978	1, 108, 461
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。）	② 価格変動準備金		-	-
	③ 異常危険準備金		127, 790	134, 888
	④ 一般貸倒引当金		-	-
	⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は 100%）		-	-
	⑥ 土地含み損益（85%又は 100%）		-	-
	⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）		-	-
	⑧ 将来利益		-	-
	⑨ 税効果相当額		113, 938	156, 329
	⑩ 負債性資本調達手段等		-	-
	⑪ 控除項目（一）		-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$			88, 621	91, 625
保険リスク相当額	R ₁ 一般保険リスク相当額		36, 722	34, 685
	R ₄ 巨大災害リスク相当額		16, 195	16, 450
	R ₂ 資産運用リスク相当額		59, 795	64, 087
	価格変動等リスク相当額		-	-
	信用リスク相当額		9, 036	11, 410
	子会社等リスク相当額		-	-
	再保険リスク相当額		40, 179	41, 151
	再保険回収リスク相当額		10, 578	11, 525
	R ₃ 経営管理リスク相当額		2, 254	2, 304
ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}			2, 143. 8%	2, 419. 5%

（注）1. 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60並びに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しております。

2. 金額および数値は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

7. 財務諸表の正確性について

当社の2024年度の財務諸表につきましては、適正に作成されたことを確認いたしました。

V.コーポレートデータ

1. 株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式数 24,000 株

発行済株式数 9,744 株

(2) 当年度末株主数 1 名

(3) 主要な株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
インシュラントグループ株式会社	9,744 株	100.0%

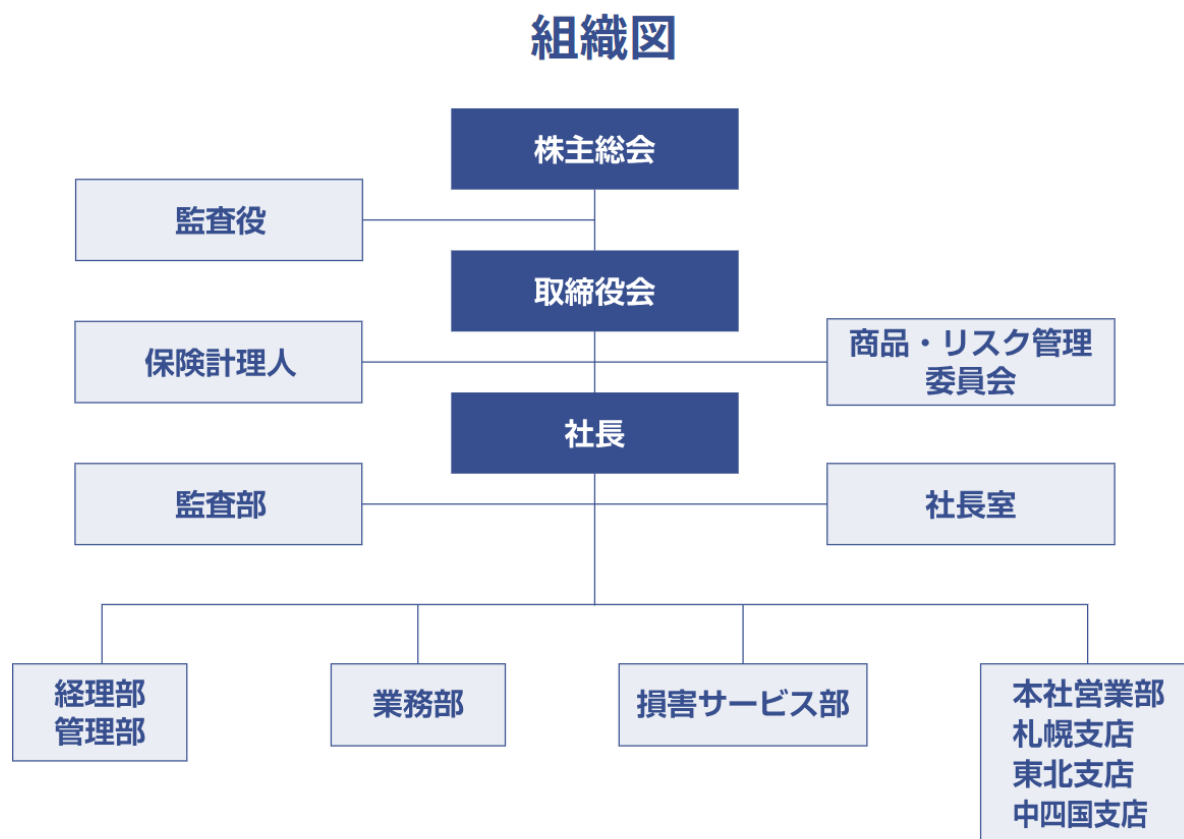
2. 役員の状況

(2025 年 7 月 1 日現在)

地位	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松本 克己	
取締役	比留川 聡	
取締役	小松 義彦	さくら損害保険株式会社 代表取締役社長
取締役	山口 啓輔	
取締役	太田 暁宏	さくら少額短期保険株式会社 代表取締役社長
取締役	仲鉢 教彦	すまい共済株式会社 代表取締役社長
監査役	中防 元紀	

- (注) 1. 取締役 太田暁宏は 2024 年 4 月 1 日に就任いたしました。
2. 取締役 仲鉢教彦は 2024 年 12 月 17 日に就任いたしました。
3. 監査役 中防元紀は 2025 年 6 月 17 日に就任いたしました。
4. 監査役 中防元紀は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

3. 会社の組織



4. 店舗一覧

本 社 : 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 2-8-16 平田ビル 9F
札幌支店 : 〒060-0002 北海道札幌市中央区北 2 条西 3-1-8 朝日生命札幌ビル 7F
東北支店 : 〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 2-1-9 シャングリウ花京院 2F
中四国支店 : 〒790-0001 愛媛県松山市一番町 1-15-2 松山一番町ビル 2F

